

新見市地域ポイントサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）が発売するサービス対象I C O C Aの利用者に対して、一般社団法人新見市観光協会（以下「協会」といいます。）が提供するポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

2 この規約に定めのない事項については、法令及びJR西日本が定める「ICカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号）。（以下「IC約款」といいます。）」「I C O C A電子マネー取扱約款（平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）。（以下「電子マネー約款」といいます。）」「地域ポイント用I C O C A取扱規則」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「地域ポイント」とは、新見市及び協会が発行者となり、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2)「サービス対象I C O C A」とは、本サービスを利用可能とするため、あらかじめ協会に利用登録されたI C O C Aをいいます。
- (3)「新見市オリジナルI C O C A」とは、サービス対象I C O C Aとして、新見市が市民に無償で交付する別紙に定めるデザインのI C O C Aをいいます。
- (4)「I C O C A・地域ポイント加盟店」とは、協会がI C O C A電子マネー及び地域ポイント取引に係る加盟店として指定した店舗等をいいます。
- (5)「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。

(利用申請・登録)

第4条 利用者は、本規約に同意することで、本サービスの提供を受けることができます。

2 利用者は、協会が提供する専用サイト（以下、「マイページ」といいます。）に対して登録を行うことで、マイページを利用することができます。

(地域ポイントの付与)

第5条 I C O C A・地域ポイント加盟店におけるサービス対象I C O C AでのI C O C A電子マネーの利用月（1日は当日午前0時00分から当日23時59分までの間とします。）の利用に対し、利用額に協会が定めるポイント付与率を乗じて算出された数を地域ポイントとし、付与します。

2 前項のほか、新見市及び協会又はI C O C A・地域ポイント加盟店等が実施するイベントにより一定の条件を満たした場合に地域ポイントを付与します。この場合、地域ポイントの付与日は協会の定めるところによります。

3 第1項により付与される地域ポイントは、利用月の翌月月末に一括して付与されます。

4 前項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの付与日は変更となる場合があります。

5 前四項の定めにかかわらず、IC約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずサービス対象I C O C Aを利用できない場合には、地域ポイントは付与されません。

6 地域ポイントは、別のサービス対象I C O C Aに付与することはできません。

7 新見市及び協会は、第2項の実施や本サービスの利用、活用の推進または利便性の向上を目的に、JR西日本及びそのグループ会社と利用者のサービス対象I C O C Aの利用実績を共有する場合があります。

(地域ポイントの利用)

第6条 地域ポイントは、I C O C A・地域ポイント加盟店における商品やサービスの代金の支払いに充当することができます。

2 地域ポイントは、1ポイント1円として換算します。

3 地域ポイントは、現金と交換することはできません。

(地域ポイントの効力)

第7条 第6条第1項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から6か月となります。

2 第6条第2項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から6か月を上限とし、協会の定めるところによります。

3 前二項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの有効期限は付与日から6か月を上限とし、変更となる場合があります。

(地域ポイントの確認)

第8条 利用者は、協会指定のサービス対象I C O C A用の端末及びマイページにより、前月から過去6ヶ月の間に付与された地域ポイント及び利用された地域ポイントの履歴、地域ポイントの残高を確認することができます。

(地域ポイントの残高及び利用情報の引継)

第9条 協会のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりサービス対象I C O C Aを交換する必要があると協会が判断した場合は、交換前のサービス対象I C O C Aの利用登録及び地域ポイントの残高を新たなサービス対象I C O C Aへ引き継ぐことがあります。

(地域ポイントの訂正)

第10条 協会は次の場合に、利用者が保有する地域ポイントを訂正することができます。

- (1) 協会が誤って地域ポイントを付与した場合
- (2) その他、協会が地域ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(地域ポイントの不正入手)

第11条 本規約に定める以外の方法で不正に地域ポイントを入手した場合は、当該サービス対象I C O C Aを無効として回収します。この場合、保有する地域ポイントは無効となります。

(地域ポイントサービスの制限又は停止)

第12条 協会及びI C O C A・地域ポイント加盟店は、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、協会及びI C O C A・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、協会の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(新見市オリジナルI C O C Aの取扱い)

第13条 新見市オリジナルI C O C Aを返却した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

2 新見市オリジナルI C O C Aを返却した場合は、当該カードの地域ポイントは全て無効となります。

3 利用者は、新見市オリジナルI C O C Aの紛失、盗難等による再発行の請求をすることはできません。

4 障害による再発行は、地域ポイント用I C O C A取扱規則の定めるところによります。

(免責事項)

第14条 サービス対象I C O C Aの紛失・盗難等により、第三者が地域ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、新見市、協会、JR西日本及びI C O C A・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

2 その他、新見市、協会、JR西日本及びI C O C A・地域ポイント加盟店の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、新見市、協会、JR西日本及びI C O C A・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

(規約の変更)

第15条 新見市、協会及びJR西日本は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、新見市、協会及びJR西日本はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。また、新見市、協会及びJR西日本はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低1ヶ月前に事前周知を行うものとします。

- ・2022年10月1日時点の規約です。
- ・「ICカード乗車券取扱約款」「I C O C A電子マネー取扱約款」「地域ポイント用I C O C A取扱規則」はJR西日本HPでご確認ください。

附則 2023年6月1日から施行する。